

## 毎日新聞社の国家戦略特区を巡る報道への抗議（第3回）

令和元年 9月1日

国家戦略特区諮問会議民間有識者議員一同  
国家戦略特区ワーキンググループ委員有志

秋池玲子、  
坂根正弘、  
坂村健、  
竹中平蔵、  
八田達夫、  
秋山咲恵、  
阿曾沼元博、  
安念潤司、  
岸博幸、  
中川雅之、  
本間正義、  
八代尚宏

毎日新聞社から当方あてに8月22付で文書での回答を受領しました。

当方は、このような対応を求めているではありません。

当事者である国家戦略特区民間有識者会議一同および国家戦略特区ワーキンググループ委員有志が、「報道内容が事実と異なる」と抗議していることを、貴社新聞紙面で報じることを求め、再度強く抗議します。

そもそも国家戦略特区は、岩盤規制改革のための仕組みです。多くの岩盤規制は、特定業界に既得権益を与えています。これを打ち破り、消費者や新たに参入しようとする人たちなど、特定業界以外にも広く公平公正な利益をもたらそうとするのが規制改革の主たる目的です。

特区の提案は、こうした規制改革を進めるために募集します。規制改革が実現した場合、提案者だけが利益を受けることは決してなく、新たな規制はすべての者に公平公正に適用されます。これは、最初から全国で規制改革を行う場合も、初期段階は特区限定で規制改革を行う場合も、同じです。したがって、これまでの抗議文で、「提案者への助言・支援などを通じて規制改革を促進することが特区ワーキンググループ委員の本来業務であること」を事実として重ねて指摘してきました。

さらに、「提案者保護などの理由で非公式な打ち合わせを行っていること」も、現在の制度運用に関する確固たる事実としてお伝えしています。

事実と意見は明確に切り分けなければなりません。事実に基づかない報道は、誤報として速やかに訂正しなければなりません。そのうえで、もし制度自体が不適切と考えられるのであれば、貴社の意見として個別具体的に表明されるべきです。「提案者保護を一切すべきでない」などの意見を表明されることは自由です。

しかし特区がこうした制度であることを、まず正しく理解して、新聞読者に伝えていただく必要があります。現在の制度運用が、特区が特定の者に利権を与える仕組みになっているかのような報道は、大きな誤りです。非公式な打ち合わせを行っていることを「隠蔽」と呼び批判することも、明らかに誤りです。虚偽報道以外の何者でもありません。当方が、「報道内容が事実と異なる」と抗議していることを、貴社新聞紙面で速やかに報じることを、改めて強く求めます。

なお、いただいた書面については、すでに当方から指摘している内容の繰り返しですが、別紙で再度コメントしておきます。

<別紙>

### 1) 「WGが提案の審査・選定を行っていない」 ことについて

- 特区WGで規制改革の提案を受け付けるのは「制度改革」を行うためであり、「審査・選定」が目的ではありません。
- 「600件の提案のうちヒアリング実施は235件」であり実情として選定を行っているのではないかとの指摘ですが、提案の中には規制改革に関わらない補助金の要請や、明らかに現在の制度内で解決しうる事実誤認の提案なども多く含まれ、これらをすべてヒアリング対象としていないことは当然です。これは、特区WGが「審査・選定」を目的としていないことと整合的です。
- 「取材に応じた複数の提案者が、審査・選定を受ける立場にある旨を証言している」とのことですが、そのような制度ではありません。特区WGは「審査・選定」はしません。
- 「これらを踏まえると、提案者への接触・助言は実態として利益相反になる可能性がある」とのことですが、特区WGの役割に照らして全く論理が不明です。特区WGの会合では、会議の中でも当然に、提案者への助言を行っています。

### 2) 「非公式な打ち合わせ」について

- 提案者の保護は極めて重要であり、それが必要な場合や、その他、本格的な議論に入る前段階での調査や、情報収集、制度実現に向けた最終的な文言調整などの局面にあたっての打ち合わせなどについて、打ち合わせをおこなったこと自体を非公開とすることがあり得る旨、すでにお答えしているとおりです。
- 「第三者が検証することが難しい」「十分に透明性が確保されているといえない」とのことですが、第三者に検証いただくために、当然ながら提案者の秘密を開示することはできません。これは、報道機関が取材源を秘匿した場合、秘匿が妥当だったかどうかを検証するため、取材源を開示できないのと全く同じです。